

事業主 様

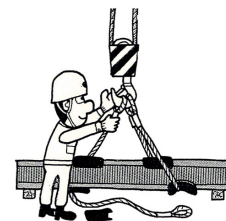
北海道労働局長登録教習機関 登録番号:北労安教第15号
 (公社)北海道労働基準協会連合会 (インボイス発行事業者)
 旭川支部(旭川地方労働基準協会内)

玉掛け技能講習のご案内

労働安全衛生法61条(安衛施行令第20条16号)では、つり上げ荷重が1トン以上のクレーン、移動式クレーン等の玉掛けの業務については、玉掛け技能講習を修了した者など法定の資格を有した者でなければ、当該業務に就かせてはならないとされています。

つきましては、下記要領で開催いたしますので、関係者の受講方ご案内いたし

記



1 受講資格

18歳以上

2 講習日程(3日間) 定員40名

		受講日	時間(休憩含)	会場	受付期間
第2回	学科	令和6年6月28日(金)	8:30~17:00	学科:旭川市工業技術センター (旭川市工業団地3条2丁目)	5/2~6/14
		- 6月29日(土)	8:30~18:00 免除者12:30~18:00		
	実技	- 6月30日(日)	8:00~16:00		
第3回	学科	令和6年9月20日(金)	8:30~17:00	実技:旭川通運株式会社自動車整備工場 (旭川市永山北2条8丁目)	7/23~9/6
		- 9月21日(土)	8:30~18:00 免除者12:30~18:00		
	実技	- 9月22日(日)	8:00~16:00		

※都合により、講習が中止や延期、受講料・テキスト代が変更になる場合がありますので、予めご了承下さい。

3 講習料

全科目受講 28,105円(消費税10%を含む)
 内訳:受講料26,400円、テキスト代1,705円

科目免除者 25,905円(消費税10%を含む)
 内訳:受講料24,200円、テキスト代1,705円

※使用テキスト:玉掛け作業者必携(日本クレーン協会発行)

4 申込方法

受付期間内に、受講申込書を当協会に提出して下さい。

※先着順に受付し、定員40名に達し次第締め切りますので、事前に受付状況をご確認下さい。

5 講習料納入方法

講習料は申込書提出後、下記のいずれかの方法により納入して下さい。

①協会窓口を持参 ②現金書留で郵送 ③振込(請求書を発行いたします)

※③振込の場合は、申込書の余白に「振込希望」と記載して下さい。

6 申込書に添付するもの

(1)写真2枚(30ミリ×24ミリ)

背景無地、上半身無帽で最近6か月以内に撮影したもの

(※デジタル写真はフォト専用紙に印刷したものに限る)

(2)科目免除者は、所持している小型移動式クレーンなどの修了証や、クレーンなどの免許証のコピー(表・裏両面)が必要です。

7 修了証

学科及び実技の修了試験合格者に、講習後約2週間で札幌の本部より郵送されます。

8 区分及び講習科目・時間（下記時間数に修了試験:学科1時間・実技1時間が追加になります）

講習科目 免除区分等		学科				実技		講習時間の合計
		クレーン等の玉掛けの方法	クレーン等の玉掛けに必要な力学に関する知識	クレーン等に関する知識	関係法令	クレーン等の玉掛け	クレーン等の運転のための合図	
全科目受講者		7時間	3時間	1時間	1時間	6時間	1時間	19時間
※科目免除者	① クレーン・デリック運転士免許を受けた者	7時間	免除	1時間	1時間	6時間	免除	15時間
	② 移動式クレーン運転士免許を受けた者							
	③ 揚貨装置運転士免許を受けた者							
	④ クレーン運転士又はデリック運転士(旧名称)免許を受けた者							
	⑤ 小型移動式クレーン運転技能講習を修了した者							
	⑥ 床上操作式クレーン運転技能講習を修了した者							

※科目免除者とは、①～⑥の内、いずれかの資格を所持している者が該当します。
 (ただし、クレーン特別教育(5t未満)修了者は免除に該当しません。)

9 受講の取消

講習初日の前々日営業日までに取り消しを申し出た場合は、返金に要する費用を除き講習料を返還いたします。

10 留意事項

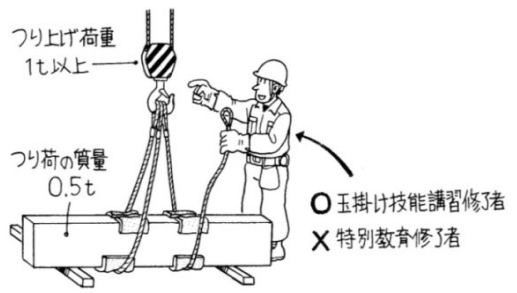
- (1) 遅刻者については、講義開始後の入室は認めませんので、ご注意願います。
- (2) 実技は雨天でも実施しますので、雨具等をご用意下さい。

11 その他

本講習は「人材開発支援助成金 建設労働者技能実習コース」の対象になります。
 申請に必要な書類・証明等は(公社)北海道労働基準協会連合会にお問合せ下さい。
 (電話011-747-6141)

〒070-0043 旭川市常盤通1丁目 道北経済センター6階
 申込み・旭川地方労働基準協会内
 問合せ先 公益社団法人北海道労働基準協会連合会旭川支部
 TEL 0166-22-8621 FAX 0166-22-8687

玉掛け作業とは……
 ワイヤロープなどの玉掛け用具を用いて、クレーン等のフック(つり具)に荷を掛けたり、外したりする作業をいいます。



※ 玉掛け技能講習を修了して5年以上の方は、再教育を受ける努力義務が定められています。(R7.3.6開催)

その他、クレーン関係講習予定

- 小型移動式クレーン運転技能講習→R6. 8. 23～25 R6. 10. 18～20
- 5t未満クレーン特別教育→R6. 7. 20～21 R6. 11. 23～24 R7. 1. 18～19 R7. 3. 15～16

玉掛け技能講習受講申込書

受講地 (旭川) 受講日程 (6/28~6/30) 19Hコース ~~18Hコース~~ ~~16Hコース~~ 15Hコース

(注) 該当するコースに○を付けて下さい。

ふりがな	
氏名	
旧姓を使用した氏名又は通称の併記希望の有無 (いずれかを○で囲む) 有・無	
併記を希望する氏名又は通称	
生年月日	昭和・平成 年 月 日

縦30mm
横24mm

写真1枚のり付け

裏面に氏名記入

正面無帽、背景無色、上三分身で撮られた鮮明な写真を貼付してください。

もう1枚の写真を貼り付けずに添付してください。

楷書で正確に書いて下さい。

現住所	〒 携帯			
	TEL			
勤務先	所在地	〒 TEL		
	名称	FAX		
講習科目の一部免除希望の範囲 (数字を○で囲む)	1. クレーン等の玉掛けに必要な力学に関する知識 2. クレーン等の運転のための合図			
所持する運転士免許証又は技能講習修了証 (数字を○で囲む)	1. クレーン・デリック運転士免許			
	2. 移動式クレーン運転士免許			
	3. 揚貨装置運転士免許			
	4. クレーン運転士免許又はデリック運転士免許			
	5. 床上操作式クレーン運転技能講習	修了 年 月 日 交付番号	号	
	6. 小型移動式クレーン運転技能講習	修了 年 月 日 交付番号	号	
	7. 18時間講習 (経過措置特例講習受講、特別教育修了) 15時間講習 (特別教育修了者)	修了 年 月 日 交付番号	号	
クレーン等の運転及び玉掛け業務 (補助作業) 実務経験証明 (申立)	① つり上げ荷重が5トン以上のクレーン又はつり上げ荷重が1トン以上の移動式クレーンの特別教育修了者で、運転業務に 年 月 日から 年 月 日まで通算 年 か月従事した経験を有します。			
	作業・業務の種類別	H2.9.3クレ則付則第3条の経過措置者 (特例講習受講者) 1.8時間講習		
	② 制限荷重が5トン未満の揚貨装置、つり上げ荷重が5トン未満のクレーン (移動式を除く)・デリック、又はつり上げ荷重が1トン未満の移動式クレーン、若しくはつり上げ荷重が5トン以上の跨線テルハ (移動式を除く) の運転業務に 年 月 日から 年 月 日まで通算 年 か月従事した経験を有します。			
	作業・業務の種類別	安衛則36条6、15~17の業務従事者 (特別教育修了者) 1.8時間講習		
	③ ① 玉掛け技能講習修了者の指揮の下で、つり上げ荷重若しくは制限荷重が1トン以上のクレーン等の玉掛けの補助作業の業務に 年 月 日から 年 月 日まで通算 年 か月従事した経験を有します。			
	④ 制限荷重が1トン未満の揚貨装置の玉掛けの業務に 年 月 日から 年 月 日まで通算 年 か月従事した経験を有します。			
	作業・業務の種類別	講習規程第4条第1項 1.6時間講習		
	⑤ つり上げ荷重が1トン未満のクレーン等の玉掛けの業務に 年 月 日から 年 月 日まで通算 年 か月従事した経験を有します。			
	作業・業務の種類別	講習規程第4条第2項 (特別教育修了者) 1.5時間講習		
	上記の期間、において業務・作業に従事した経験があることに相違ないことを申立します。氏名 (印)			
上記の期間、当社において業務・作業に従事したことに相違ないことを証明します。事業場所在地 事業場の名称 事業者職氏名 (職印)				

(注) 旧姓等併記を希望する場合には、戸籍謄本、住民票等旧姓等を明らかにする書面を添付して下さい。

年 月 日

(公社) 北海道労働基準協会連合会 殿

※受講番号

※講習科目免除希望・免除資格確認

支部	年 月 日
本部	年 月 日

(注) 1. ※欄は記入しないでください。

2. 運転士免許証、技能講習修了証及び特別教育修了証を持っている方は写しを裏面に貼付して下さい。

3. 実務経験証明書の「作業・業務の種類」には、クレーン等の種類・トン数などを記入して下さい。

4. 実務経験証明③の④欄の補助作業の経験については、直接指揮を受けた玉掛け技能講習修了者の方の技能講習修了証写しを裏面に貼付して下さい。

5. 2以上の事業場の業務の経験の証明方法については(公社)北海道労働基準協会連合会又は開催支部にご照会下さい。

修了証 (受講票) の送り先

1. 自宅 2. 勤務先 3. その他 ()